



平成 21 年 6 月 25 日

各 位

会社名 みずほ信託銀行株式会社  
 代表者名 取締役社長 野中 隆史  
 本店所在地 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号  
 コード番号 8 4 0 4 (東証第一部、大証第一部)

支配株主等に関する事項について

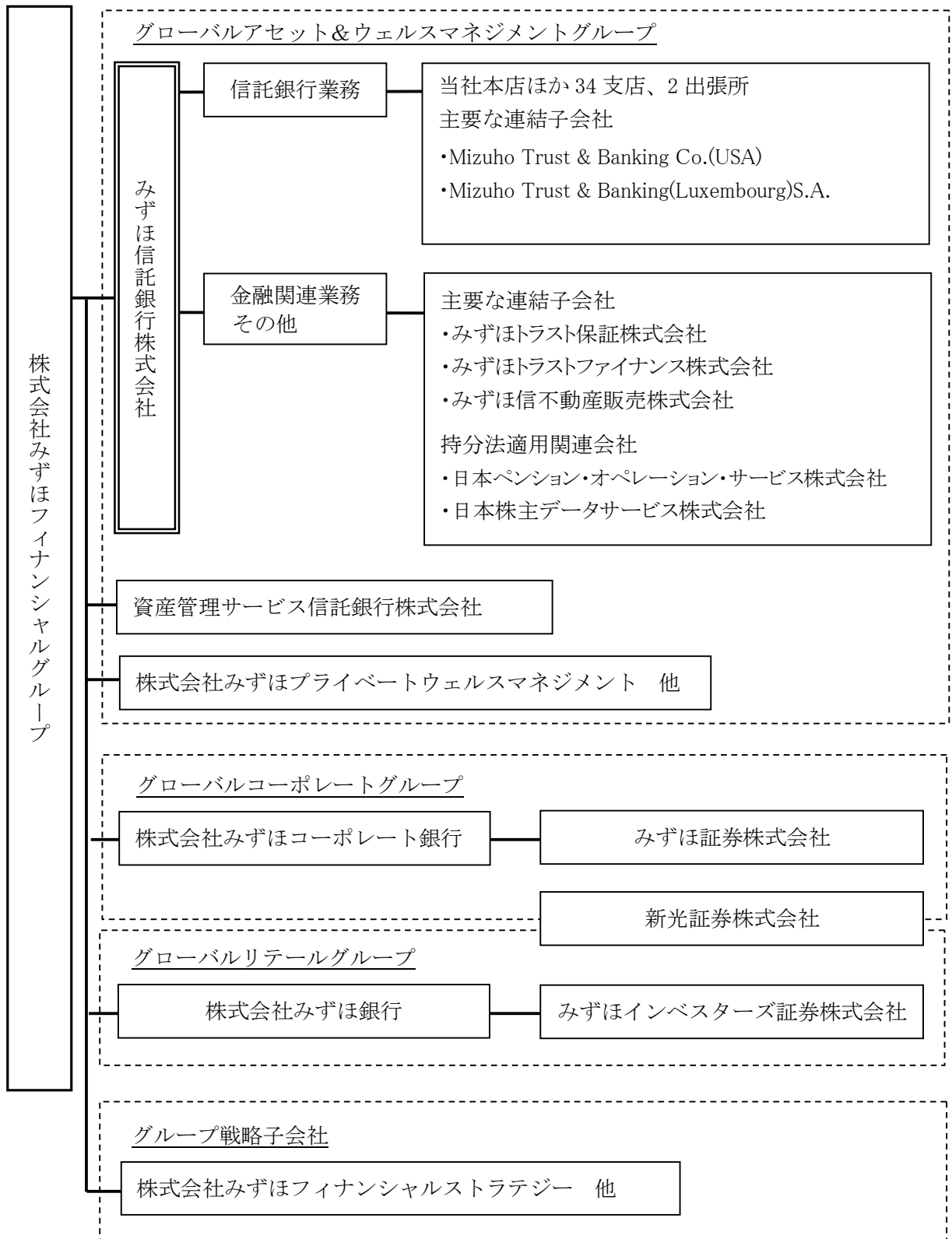
a 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	間接所有分	計	
株式会社みずほフ ィナンシャルグル ープ	親会社	69.70	0.25	69.95	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部 ニューヨーク証券取引所 (米国)

b 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

<p>①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本関係</p>	<p>当社は、親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループを金融持株会社とするみずほグループにおけるグローバルアセット &amp; ウェルスマネジメントグループに位置付けられ、みずほグループのフルライン信託銀行として、グローバルレベルの商品・サービスを提供しております。</p> <p>当社業務を推進するにあたっては、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほプライベートウェルスマネジメントをはじめとするみずほグループ各社との更なる連携強化・協働体制の確立や株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行における信託代理店取り扱い業務拡大が必要不可欠であり、みずほグループにおけるシナジー効果を最大限に発揮し、当社の収益極大化・グループ価値の極大化に貢献しております。</p> <p>なお、当社の取締役 7 名のうち 5 名は、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行の出身者となっております。</p> <p>当社ならびにみずほグループ各社との関係を示す事業系統図は以下に記載のとおりです。</p>
--	---



(注) 平成 20 年 4 月 1 日より、日本株主データサービス株式会社を持分法適用関連法人に追加しております。  
みずほ証券株式会社と新光証券株式会社は平成 21 年 5 月 7 日に合併し、商号をみずほ証券株式会社といたしました。

<p>②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等</p>	<p>当社は、親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループからの経営面でのサポートやみずほグループ各社との営業面での連携強化等により、お客さまに対して最高水準の金融サービスを提供できる体制を構築しております。</p> <p>なお、当社の議決権の約70%は親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが保有しておりますので、当社の経営方針等を決定するにあたっては、同社の経営方針が大きく影響を及ぼし得る状況にあります。</p>
<p>③親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策</p>	<p>当社は、みずほグループにおいて、グローバルアセット&amp;ウェルスマネジメントグループに位置付けられており、ウェルスマネジメント、不動産、年金・資産運用、株式戦略、ストラクチャードプロダクト、資産管理等の財産管理業務を通じて、グローバルレベルの商品・サービスを提供していく役割を担っております。</p> <p>当社では、親会社からの事業活動の独立性を高めるため、当社独自の中期的な経営戦略を策定し、当社の強みである信託スキームを活かした商品開発力やコンサルティング力を発揮して「アセット&amp;ウェルス」マネジメントにおけるトップブランド」を確立すべく業務運営に取り組んでおります</p>
<p>④親会社等からの一定の独立性の確保の状況</p>	<p>以上のとおり、当社の事業については、親会社ならびにみずほグループ他社とは明確に棲み分けがなされていることから、親会社ならびにみずほグループ他社との関係において当社の自由な事業活動が阻害される状況にはありません。</p> <p>また、当社の取締役ならびに監査役は親会社の取締役・監査役とは兼任しておりませんので、親会社からの一定の独立性は確保されており、当社独自の経営判断が行える状況にあるものと考えております。</p>

c 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はございません

d 親会社又は支配株主（親会社を除く。）との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループをはじめとするみずほグループ各社等との取引について、内部牽制体制を含めた取引条件のチェック体制を構築しております。具体的には、みずほグループ各社等との取引について、通常取引条件と比べて当社に不利益を与えるような条件で取引を行うことのないよう、取引所管部が自らチェックするとともに、コンプライアンス所管部署がモニタリングによって牽制する体制を取っており、少数株主の保護に反する取引が行われていないことを確認しております。

以上